【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第百三十二条　削除

（改正前）

第百三十二条　会員は、受託契約準則の定めるところにより、証券先物取引等の受託について、大蔵省令で定める場合を除き、委託者から委託証拠金の預託を受けなければならない。

②　証券取引所が証券先物取引等の受託について受託契約準則で定める委託証拠金の額は、取引の事情を考慮して大蔵大臣が定める方法により算出した額を下つてはならない。

③　第一項の委託証拠金は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】 （改正なし）

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】

（改正後）

第百三十二条　会員は、受託契約準則の定めるところにより、証券先物取引等の受託について、大蔵省令で定める場合を除き、委託者から委託証拠金の預託を受けなければならない。

②　証券取引所が証券先物取引等の受託について受託契約準則で定める委託証拠金の額は、取引の事情を考慮して大蔵大臣が定める方法により算出した額を下つてはならない。

③　第一項の委託証拠金は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

（改正前）

第百三十二条　会員は、受託契約準則の定めるところにより、先物取引の受託について、委託者から委託証拠金の預託を受けなければならない。

②　証券取引所が先物取引の受託について受託契約準則で定める委託証拠金の料率は、取引の事情を考慮して大蔵大臣が定める料率を下つてはならない。

③　第一項の委託証拠金は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

【昭和60年6月21日 法律第71号】

（改正後）

第百三十二条　会員は、受託契約準則の定めるところにより、先物取引の受託について、委託者から委託証拠金の預託を受けなければならない。

②　証券取引所が先物取引の受託について受託契約準則で定める委託証拠金の料率は、取引の事情を考慮して大蔵大臣が定める料率を下つてはならない。

③　第一項の委託証拠金は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

（改正前）

（新設）